

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖筏）
発生日時	令和2年5月1日 06時30分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市九島北西方沖 引出鼻灯台から真方位229° 1,000m付近 (概位 北緯33°14.3′ 東経132°30.9′)
事故の概要	漁船はる丸は、北東進中、養殖筏に衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 はる丸、3トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 8 1 5 6 4（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船外機に濡損 養殖筏 ロープの切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、九島北西方沖に設置された養殖筏19台と同岸との間の、幅約100～150mの水路（以下「本件水路」という。）を北東進中、船長が、船首方に存在する浅瀬を避けようと左舵を取ったところ、左舷船首方に設置された同筏に衝突した。 本船は、船長が養殖筏に乗り移った後、転覆した。 船長は、船首方に存在する浅瀬を避けようと左転した際、左舵を取り過ぎてしまったと本事故後に思った。
分析	本船は、本件水路を北東進中、船長が、船首方に存在する浅瀬を避けようと左転した際、過度に左舵を取ったことから、左舷船首方に設置された養殖筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件水路を北東進中、船長が、船首方に存在する浅瀬を避けようと左転した際、過度に左舵を取ったため、左舷船首方に設置された養殖筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、狭い水路や障害物の存在する水路を航行する際は、より慎重な操船を行うこと。